

四半期報告書

(第14期第3四半期)

自 平成28年10月1日

至 平成28年12月31日

タカタ株式会社

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 2

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営上の重要な契約等 2
- 3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 5
- (2) 新株予約権等の状況 5
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 5
- (4) ライツプランの内容 5
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 5
- (6) 大株主の状況 5
- (7) 議決権の状況 6

2 役員の状況 6

第4 経理の状況 7

1 四半期連結財務諸表

- (1) 四半期連結貸借対照表 8
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 10
 - 四半期連結損益計算書 10
 - 四半期連結包括利益計算書 11

2 その他 19

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年2月14日
【四半期会計期間】	第14期第3四半期（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）
【会社名】	タカタ株式会社
【英訳名】	Takata Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 高田 重久
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目12番31号 （平成28年12月12日から本店所在地 東京都港区六本木一丁目4番5号アー クヒルズサウスタワーが上記のように移転しております。）
【電話番号】	03-6455-8401
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 経理財務本部長 野村 洋一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目3番14号東京フロントテラス （平成28年12月12日から最寄の連絡場所 東京都港区六本木一丁目4番5号 アークヒルズサウスタワーが上記のように移転しております。）
【電話番号】	03-6455-8401
【事務連絡者氏名】	取締役兼執行役員 経理財務本部長 野村 洋一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第3四半期連結 累計期間	第14期 第3四半期連結 累計期間	第13期
会計期間	自平成27年 4月1日 至平成27年 12月31日	自平成28年 4月1日 至平成28年 12月31日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
売上高 (百万円)	543,423	491,646	718,003
経常利益 (百万円)	29,369	37,052	35,206
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期(当期)純損失(△) (百万円)	2,519	△67,125	△13,075
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	△3,251	△76,242	△25,498
純資産額 (百万円)	145,165	47,880	124,586
総資産額 (百万円)	468,124	459,155	443,036
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期(当期)純損失金額(△) (円)	30.30	△807.17	△157.24
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	30.7	9.8	27.5

回次	第13期 第3四半期連結 会計期間	第14期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成27年 10月1日 至平成27年 12月31日	自平成28年 10月1日 至平成28年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	97.37	△1,026.92

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第14期第3四半期連結累計期間及び第13期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第13期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましても、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当企業グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、次のとおりであります。

(米州)

第2四半期連結会計期間において、Irvin Automotive Products Inc.の全株式を売却したため連結子会社の範囲から除外しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

また、下記事項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は原則として当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

重要事象等について

当企業グループは、前連結会計年度におきまして、特別損失としてエアバッグ・リコール費用等を計上したことで、2期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、キャッシュ・フローもマイナスとなりました。また、前連結会計年度中に返済期限を迎えた長期借入金の一部について、より短い借入期間による借換え実行となりました。

当第3四半期連結累計期間におきましては、2017年1月13日(米国時間)に米国司法省と合意した司法取引に関連して多額の特別損失を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しました。また、米国司法省と合意した司法取引に関連して司法取引関連損失引当金を計上したことなどにより、当第3四半期連結会計期間末におきまして流動負債が流動資産を超過する状況になりました。さらに、当社米国子会社の一部事業を売却すること等でキャッシュ・フローはプラスとなったものの、返済期限を迎えた借入金の一部について、より短い借入期間による借換え実行となる等の状況が継続している他、米国司法省と合意した司法取引に基づく10億ドルの支払が今後発生することや、四半期連結財務諸表に関する注記事項(四半期連結貸借対照表関係)3 偶発債務記載の(1)市場措置、(2)エアバッグ製品に関連する訴訟等に関連して多額の費用等を負担する可能性があることなどから、当企業グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

一方、売上高、営業利益は好調を維持しており、また、これらの継続企業の前提に疑義を生じさせるような事象又は状況に対応すべく、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(5)事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための対応策を実施しておりますが、米国司法省と合意した司法取引に関連する10億ドルの支払、及びエアバッグ製品に関連する市場措置や訴訟等で当社グループが負担する可能性がある多額の費用等の支払は、新たな出資者(スポンサー)の選定を含む当社グループの再建計画に大きく依存するものの、現在新たな出資者(スポンサー)を選定中であり、当社グループ再建計画に関しては、自動車メーカーや取引金融機関などのステークホルダーとの協議を行いながら策定している途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、米国では新政権への移行を睨みつつも個人消費の拡大を背景に堅調に推移し、欧州では英国のEU離脱問題に伴う金融市場の一時的な混乱はあったものの穏やかな回復が持続しました。また、アジアでは、中国における景気減速が継続しましたが、東南アジア、インド等では内需を中心に底堅く推移しました。日本経済は、景気はやや力強さを欠くものの緩やかな回復基調が持続しました。

自動車産業におきましては、米国での自動車生産が堅調で、欧州でも各国で自動車生産、販売とも好調を維持しました。また、中国では景気の減速が続いているものの、小型車減税の効果が持続し、自動車生産、販売とも好調を維持しました。一方、日本では軽自動車の販売不振等で自動車の生産、販売ともに減少基調が継続しました。

このような状況下、当企業グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は、米国の子会社の一部を売却したこと、また前年同期対比での円高が影響して、4,916億46百万円(前年同期比9.5%減)となりました。また、営業利益は、米州では減益となったものの、日本、欧州、アジアでの増益が貢献して、327億24百万円(前年同期比1.7%増)、経常利益は当第3四半期末で円安に動いたことによる為替差益の影響もあり、370億52百万円(前年同期比26.2%増)

となりましたが、特別損失として米国司法省との司法取引に関連する損失969億27百万円を計上した結果、671億25百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失となりました(前年同期は25億19百万円の純利益)。

セグメント別の業績に関しましては、以下の通りであります。

① 日本

日本におきましては、軽自動車の販売不振の影響等により自動車生産の減少基調が継続しましたが、当社の国内自動車メーカー向け販売は増加しました。また、グループ企業向け輸出も増加したことで、当社売上高は1,017億57百万円と前年同期比4.4%の増収になりました。また、営業利益はリコール対応関連費用の増加を、増収による増益及び経費削減でカバーし、49億45百万円と前年同期比43.5%の増益になりました。

② 米州

米州におきましては、自動車生産販売が、米国では引き続き好調を維持、ブラジルでも回復基調に戻りつつあります。当社販売は、米国の一部子会社売却に伴う減収、円高の影響もあり当社売上高は2,167億78百万円と前年同期比16.5%の減収になりました。また、営業利益は米国の一部子会社売却に伴う減益に加えて、リコール対応関連費用の増加で、99億59百万円と前年同期比23.2%の減益になりました。

③ 欧州

欧州におきましては、主要各国で自動車生産が引き続き堅調に推移したこともあり、当社販売も現地通貨ベースでは前年同期比で増収となりましたが、円高の影響で当社売上高は1,270億50百万円と前年同期比7.8%の減収になりました。また、営業利益は主にロシアでの増益が貢献して、22億64百万円と前年同期比47.3%の増益になりました。

④ アジア

アジアにおきましては、主に中国、タイ、インドでの自動車生産が堅調に推移した結果、当社販売も現地通貨ベースで前年同期比増加基調で推移しましたが、円高の影響で当社売上高は1,351億59百万円と前年同期比2.3%の減収になりました。一方、営業利益はASEAN各国、韓国、インドでの増益により155億78百万円と前年同期比4.4%の増益になりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前期末と比べ161億19百万円増加し4,591億55百万円となりました。これは主に、現金及び預金が増加したことによる影響であります。

負債につきましては、前期末と比べ928億25百万円増加し4,112億74百万円となりました。これは主に、米国司法省との司法取引に関連する引当金を計上したことによる影響であります。

純資産につきましては、前期末と比べ767億5百万円減少し478億80百万円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上したことによる影響であります。

(3) 対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当企業グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の実績は140億85百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当企業グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 事業等のリスクに記載した重要事象等を解消するための対応策

当企業グループは「1 事業等のリスク 重要事象等について」に記載の継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に対処すべく、以下の対応策を実施しています。

- ① 関係当局への協力、自動車メーカー及び取引金融機関との取引継続に向けた活動、外部専門家委員会の活動
当企業グループは、当企業グループ製エアバッグを搭載した自動車の市場措置に関連し、製品ユーザーの皆様
の安全・安心の確保、信頼回復に向け、自動車メーカーと協力して調査・分析を行うとともに、市場措置の対
応、並びに米国運輸省道路交通安全局 (NHTSA) と2015年11月3日 (米国時間) に合意した同意指令 (Consent
Order)、及び2016年5月4日 (米国時間) に合意した同修正合意をはじめとする関係当局からの要請等にも全面的
に協力し、エアバッグの品質に関する問題の解決、及びユーザーの皆様
の安全確保に向けて、全力で取り組んで
おります。このような品質問題の解決とともに、革新的な製品開発と最高の品質とサービスでお客様のニーズに
応えながら、豊かで安全な社会の発展に貢献できるよう、今まで以上に確かな安全を追求していくことが当企業
グループの社会的使命と考えており、当企業グループ製品の安定的な供給及びその継続の前提である事業基盤の
安定を維持するために自動車メーカーとの協議を継続しております。また、そのような事業活動を資金面で担保
するため、取引金融機関との協議も併せて継続しており、借入残高維持についてご理解をいただいております。
さらに、これら関係者の皆様にとって透明性のある手続となるよう、当企業グループのガバナンス再構築、資
本・財務政策、調達政策等の施策を含む当企業グループの再建計画を策定すること等を目的として企業外部の有
識者で構成される外部専門家委員会を平成28年2月に発足させ、再建に向けての活動を行っております。なお、
当該再建計画の策定作業の一環として、エアバッグのリコール問題への対処を目指すべく、外部専門家委員会
の下で当社に対する新たな出資者 (スポンサー) を募集し、複数のスポンサー候補者からの提案を受領しており、当
該提案内容について自動車メーカーと協議しております。
- ② 設備投資及びコストの削減
今後の売上計画に応じた設備投資削減、低コスト国への生産及び主要機能移管によるコスト削減等により、キ
ャッシュ・フローの改善を図ります。
- ③ 保有有価証券の売却
保有有価証券売却に伴うキャッシュ・フローの改善を実行しました。
- ④ ノンコア事業売却の検討
自動車安全部品の製造・販売というコア事業以外の事業の売却を検討してまいりましたが、2016年9月28日
(米国時間) に、当社の米国子会社の一部事業を売却しました。引き続き、他のコア事業以外の売却を検討いた
します。
- ⑤ インフレータ事業の見直し
エアバッグ事業の継続及び将来の拡大を目指して、インフレータ部門の抜本的な見直しを検討しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	325,473,600
計	325,473,600

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数 (株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成29年2月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	83,161,700	83,161,700	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容になんら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	83,161,700	83,161,700	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成28年10月1日～ 平成28年12月31日	—	83,161,700	—	41,862	—	42,328

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成28年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 300	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 83,149,300	831,493	—
単元未満株式	普通株式 12,100	—	—
発行済株式総数	83,161,700	—	—
総株主の議決権	—	831,493	—

（注）「単元未満株式」欄の普通株式には、自己株式が98株含まれています。

②【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
タカタ株式会社	東京都港区六本木一丁目4番5号アークヒルズサウスタワー	300	—	300	0.0
計	—	300	—	300	0.0

（注）平成28年12月12日付で上記の住所は、東京都港区赤坂二丁目12番31号に変更しております。

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	53,712	83,626
受取手形及び売掛金	115,732	117,234
有価証券	4,836	2,855
たな卸資産	81,413	86,059
繰延税金資産	16,489	12,486
その他	32,191	27,998
貸倒引当金	△3,617	△3,276
流動資産合計	300,759	326,986
固定資産		
有形固定資産	113,120	109,045
無形固定資産	3,671	2,993
投資その他の資産	※1 25,484	※1 20,130
固定資産合計	142,277	132,169
資産合計	443,036	459,155
負債の部		
流動負債		
買掛金	71,508	58,165
短期借入金	20,549	32,780
1年内返済予定の長期借入金	15,297	17,604
1年内償還予定の社債	-	10,000
未払金	39,392	43,129
未払費用	21,945	25,097
未払法人税等	5,253	6,369
繰延税金負債	157	52
司法取引関連損失引当金	-	※2 116,490
製品保証引当金	42,755	15,516
その他	18,206	29,414
流動負債合計	235,064	354,620
固定負債		
社債	30,000	20,000
長期借入金	18,208	3,991
繰延税金負債	12,832	9,927
退職給付に係る負債	14,466	14,148
役員退職慰労引当金	668	721
その他	7,209	7,866
固定負債合計	83,385	56,654
負債合計	318,449	411,274

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,862	41,862
資本剰余金	42,579	42,579
利益剰余金	54,432	△12,693
自己株式	△0	△0
株主資本合計	138,872	71,747
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,712	3
為替換算調整勘定	△16,576	△22,893
退職給付に係る調整累計額	△4,204	△3,940
その他の包括利益累計額合計	△17,068	△26,830
非支配株主持分	2,783	2,964
純資産合計	124,586	47,880
負債純資産合計	443,036	459,155

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	543,423	491,646
売上原価	450,791	402,990
売上総利益	92,631	88,656
販売費及び一般管理費	60,455	55,932
営業利益	32,175	32,724
営業外収益		
受取利息	497	367
受取配当金	371	157
為替差益	—	4,071
その他	773	931
営業外収益合計	1,641	5,528
営業外費用		
支払利息	773	756
為替差損	3,332	—
その他	341	443
営業外費用合計	4,447	1,200
経常利益	29,369	37,052
特別利益		
関係会社株式売却益	—	※1 11,405
投資有価証券売却益	1,397	4,797
固定資産売却益	356	118
特別利益合計	1,754	16,320
特別損失		
司法取引関連損失引当金繰入額	—	※2 96,927
リコール関連損失	※3 10,465	※3 10,628
製造物責任関連和解金	—	※4 2,857
土壌汚染対策費用	—	1,414
制裁金	※5 8,521	—
和解金	3,496	—
事業再編損	130	—
投資有価証券売却損	120	—
特別損失合計	22,734	111,827
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	8,389	△58,453
法人税等	5,677	8,112
四半期純利益又は四半期純損失(△)	2,711	△66,566
非支配株主に帰属する四半期純利益	191	558
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	2,519	△67,125

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	2,711	△66,566
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,048	△3,709
繰延ヘッジ損益	△3	-
為替換算調整勘定	△5,106	△6,230
退職給付に係る調整額	195	264
その他の包括利益合計	△5,962	△9,675
四半期包括利益	△3,251	△76,242
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△3,331	△76,886
非支配株主に係る四半期包括利益	80	644

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当企業グループは、前連結会計年度におきまして、特別損失としてエアバッグ・リコール費用等を計上したことで、2期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、キャッシュ・フローもマイナスとなりました。また、前連結会計年度中に返済期限を迎えた長期借入金の一部について、より短い借入期間による借換え実行となりました。

当第3四半期連結累計期間におきましては、2017年1月13日(米国時間)に米国司法省と合意した司法取引に関連して多額の特別損失を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上しました。また、米国司法省と合意した司法取引に関連して司法取引関連損失引当金を計上したことなどにより、当第3四半期連結会計期間末におきまして流動負債が流動資産を超過する状況になりました。さらに、当社米国子会社の一部事業を売却すること等でキャッシュ・フローはプラスとなったものの、返済期限を迎えた借入金の一部について、より短い借入期間による借換え実行となる等の状況が継続している他、米国司法省と合意した司法取引に基づく10億ドルの支払が今後発生することや、四半期連結財務諸表に関する注記事項（四半期連結貸借対照表関係）3 偶発債務記載の（1）市場措置、（2）エアバッグ製品に関連する訴訟等に関連して多額の費用等を負担する可能性があることなどから、当企業グループには継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当企業グループは、当該事象又は状況に対処すべく、以下の対応策を実施しています。

（1）関係当局への協力、自動車メーカー及び取引金融機関との取引継続に向けた活動、外部専門家委員会の活動

当企業グループは、当企業グループ製エアバッグを搭載した自動車の市場措置に関連し、製品ユーザーの皆様の安全・安心の確保、信頼回復に向け、自動車メーカーと協力して調査・分析を行うとともに、市場措置の対応、並びに米国運輸省道路交通安全局(NHTSA)と合意した同意指令をはじめとする関係当局からの要請等にも全面的に協力し、エアバッグの品質に関する問題の解決、及びユーザーの皆様への安全確保に向けて、全力で取り組んでおります。このような品質問題の解決とともに、当企業グループ製品の安定的な供給及びその継続の前提である事業基盤の安定を維持するために自動車メーカーとの協議を継続しております。また、そのような事業活動を資金面で担保するため、取引金融機関との協議も併せて継続しており、借入残高維持についてご理解をいただいております。さらに、これら関係者の皆様にとって透明性のある手続となるよう、当企業グループのガバナンス再構築、資本・財務政策、調達政策等の施策を含む当企業グループの再建計画を策定すること等を目的として企業外部の有識者で構成される外部専門家委員会を発足させ、再建に向けての活動を行っております。なお、当該再建計画の策定作業の一環として、エアバッグのリコール問題への対処を目指すべく、外部専門家委員会の下で当社に対する新たな出資者(スポンサー)を募集し、複数のスポンサー候補者からの提案を受領しており、当該提案内容について自動車メーカーと協議しております。

（2）設備投資及びコストの削減

今後の売上計画に応じた設備投資削減、低コスト国への生産及び主要機能移管によるコスト削減等により、キャッシュ・フローの改善を図ります。

（3）保有有価証券の売却

保有有価証券売却に伴うキャッシュ・フローの改善を実行しました。

（4）ノンコア事業売却の検討

自動車安全部品の製造・販売というコア事業以外の事業の売却を検討してまいりましたが、2016年9月28日(米国時間)に、当社の米国子会社の一部事業を売却しました。引き続き、他のコア事業以外の売却を検討いたしません。

（5）インフレーター事業の見直し

エアバッグ事業の継続及び将来の拡大を目指して、インフレーター部門の抜本的な見直しを検討しております。

しかしながら、米国司法省と合意した司法取引に関連する10億ドルの支払、及びエアバッグ製品に関連する市場措置や訴訟等で当社グループが負担する可能性がある多額の費用等の支払は、新たな出資者(スポンサー)の選定を含む当社グループの再建計画に大きく依存するものの、現在新たな出資者(スポンサー)を選定中であり、当社グループ再建計画に関しては、自動車メーカーや取引金融機関などのステークホルダーとの協議を行いながら策定している途上であるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していません。

(連結の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第2四半期連結会計期間において、当社の連結子会社であるTK HOLDINGS INC. が保有するIrvin Automotive Products Inc. の全株式を売却し、連結の範囲から除外しております。なお、売却日前日までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書については連結しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成28年12月31日)
投資その他の資産	18百万円	18百万円

※2 追加情報

当社は、2017年1月13日(米国時間)に米国司法省との間で、当社製インフレータの性能検証試験に係る報告の不備の問題に関して司法取引に合意いたしました。当企業グループが、本合意に基づき、以下の罰金や補償基金への拠出金として支払う総額1,000百万ドルを、司法取引関連損失引当金として計上しております。なお、これらの補償基金への拠出金が当社に返還されることは想定されていません。

罰金等の内容	支払期限	金額
自動車メーカーに対して提供した試験データ及びその報告の不備について通信詐欺一件の有罪を認めたことによる罰金	有罪答弁時から30日以内での一括払い	2,912百万円 (25百万ドル)
当社製インフレータの不具合によって被害に遭われ未だ補償を受けていない方のため、及び今後の被害の可能性に備えるための補償基金への拠出金	同上	14,561百万円 (125百万ドル)
不備のあった試験データ及び報告を受けた自動車メーカーのための補償基金への拠出金	有罪答弁時から365日以内に完了するものとされている会社再編の完了から5日以内での一括払い	56,131百万円 (482百万ドル)
相安定化硝酸アンモニウムを使用した当社製インフレータを購入した自動車メーカーのための補償基金への拠出金	同上	42,886百万円 (368百万ドル)
計		116,490百万円 (1,000百万ドル)

3 偶発債務

(1) 市場措置

当社の米国子会社TK HOLDINGS INC. (TKH) が過去に製造したエアバッグ製品の一部が市場措置の対象となったことを受け、当社は現時点で合理的な見積りが可能な範囲(主に当企業グループの製造責任であることが明確なもの)において、当企業グループの負担が見込まれる費用に関して製品保証引当金を見積り計上しております。一方、これ以外の今後自動車メーカーとの協議により当企業グループの費用負担割合及び負担金額が決定されるエアバッグ製品に係る市場措置に関しましては、以下で説明のとおり、当企業グループの負担が見込まれる費用を、現時点で合理的に見積ることは困難であります。従いまして、当該市場措置に関する今後の展開によっては、当企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性があります。

[今後自動車メーカーとの協議により費用負担割合及び負担金額が決定されるエアバッグ製品に係る市場措置について]

当企業グループにおいては、TKHが主体となって米国運輸省道路交通安全局(NHTSA)との間でタカタ製エアバッグ製品に関わる問題についての対応を調整してまいりましたが、2015年5月18日(米国時間)に、TKHはNHTSAに対して、ユーザーの皆様の安全を最優先すべく、タカタ製エアバッグ製品の主要部品の一つとして搭載されるタカタ製インフレータ(ガス発生装置)に関する4件の不具合情報報告書(Defect Information Report (DIR))を提出するとともに、同日付で、NHTSAとの間で、不具合原因究明中のエアバッグ製品に関して追加的な市場措置を実施すること等を内容とする同意指令(Consent Order)に合意しました。TKHは本同意指令に基づき、1966年国家交通・自動車安全法(National Traffic and Motor Vehicle Safety Act of 1966)及び本同意指令の目的を達成するために、影響を受ける自動車メーカーと協議のうえ、TKHが独自に、また影響を受ける自動車メーカーと共同で講じる取り組みの概要を示した計画をNHTSAに提出しました。さらに、TKHは、2016年1月25日(米国時間)、NHTSAに対して、ユーザーの皆様の安全を最優先すべく、タカタ製インフレータに関する2件のDIRを提出いたしました。当該2件のDIRでは、特定の運転席側のタカタ製インフレータ(乾燥剤なし)を搭載したエアバッグ製品について、NHTSAの監督のもと、不具合原因究明中のエアバッグ製品に関する市場措置を平成26年モデル車両まで適用することが規定されていることに加えて、平成26年モデル以降の車両に関しましても今後の不具合原因究明の結果によっては、同様の市場措置を取る可能性があることが示唆されています。これらのDIRにおきましては、これまでの不具合原因究明で明らかになってきている事実に基づく当社の現在の理解として、インフレータが長期間高温多湿の環境下にさらされ、かつ、製造上の精度のばらつき等その他の要因が複合的に重なり合う場合、一部のインフレータが想定外の強い内圧を受けて破損する可能性があることが説明されています。さらに、TKHは2015年11月3日(米国時間)に、NHTSAとの間で、乾燥剤を含まない相安定化硝酸アンモニウム(PSAN)を使用したタカタ製インフレータの製造販売の段階的中止、及びPSANを使用したタカタ製インフレータ供給の新規契約の禁止等を要求する2回目の同意指令(Consent Order)に合意しました。こ

の2015年11月3日(米国時間)の同意指令(Consent Order)に対して、TKHは2016年5月4日(米国時間)にNHTSAとの間でその内容の修正に合意しております。当該修正合意に基づき、TKHは、米国において、これまで市場措置対象となっていなかった、前席エアバッグ製品に搭載されている乾燥剤を使用しないタカタ製インフレーターにつき、車両のモデル年及び地域ごとに、高温多湿地域にある古いモデルの車両から順に、5段階に分けてDIRを順次提出する予定です。これらの不具合原因究明中のエアバッグ製品の市場措置により、平成31年12月31日までに米国における前席エアバッグ製品に搭載されている乾燥剤を使用しないタカタ製インフレーター全ての市場措置を完了いたします。

これらの市場措置の対象となっているエアバッグの不具合の原因につきましては、平成28年7月に独立調査機関から調査報告書を受領しておりますが、当該報告書は当社及びTKHと自動車メーカーの責任の所在を明示しているものではありません。自動車メーカーと当社は、今後当企業グループの費用負担割合及び負担金額について協議することが予定されており、現時点で費用負担割合を合理的に見積ることは困難であります。したがって、今後の自動車メーカーとの協議の進展によっては、当企業グループがこれらの市場措置の対象となっているエアバッグ製品に係る市場措置の費用を一定割合負担する可能性があります。なお、平成29年2月10日現在において、当社エアバッグ製品は、米国で約5,100万個、日本で約1,600万個、カナダで約470万個がリコール対象個数として、また今後米国で約1,100万個、日本で約200万個が追加されることが、各国当局より発表されています。

(2)エアバッグ製品に関連する訴訟等

当企業グループ製エアバッグ製品に関連して、当社及び当社の米国子会社に対して、米国フロリダ州南部地区連邦地方裁判所に修正統合集団訴訟訴状が提出されました。

カナダにおいては、当社及び当社の米国子会社に対して、損害賠償等を求めて集団訴訟が提起されております。

また、当社及び当社の米国子会社は、平成28年5月、米国ハワイ州及び米領ヴァージン諸島よりそれぞれ、当企業グループ製エアバッグを搭載した車両の所有者への補償等を求める訴訟を提起されております。

現時点では、上記を含む訴訟等に関連した損害賠償等の発生可能性及びその金額を合理的に見積ることは困難であります。これら当企業グループ製エアバッグ製品に関連する訴訟等の今後の展開によっては、当企業グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

(3)反トラスト法関連

米国反トラスト法に違反したとして米国司法省との間で締結した司法取引契約に関し、当社及び当社米国子会社は、米国及びカナダにおける集団訴訟の提起を含め損害賠償等を請求されております。これらを含む損害賠償等については、現時点ではその発生可能性及びその金額を合理的に見積ることは困難であります。

(四半期連結損益計算書関係)

- ※1 当社の米国子会社が保有するIrvin Automotive Products Inc.の全株式を売却したことにより、関係会社株式売却益を計上いたしました。
- ※2 (四半期連結貸借対照表関係) ※2 追加情報に記載の米国司法省との間の司法取引の合意に基づき支払われる罰金や補償基金の設立のための総額1,000百万ドルについて、当該支払総額から、本合意を行う前までに製品保証引当金に計上済みの金額のうち、「相安定化硝酸アンモニウムを使用した当社製インフレーターを購入した自動車メーカーのための補償基金」(368百万ドル)の目的に照らして充当可能な金額(138百万ドル)を控除した金額(862百万ドル)を、司法取引関連損失引当金繰入額として計上しております。
- ※3 当社の米国子会社が過去に製造したエアバッグ製品の一部に関する市場措置に関連する訴訟への対応費用等を計上しております。
- ※4 当社の米国子会社が過去に製造したエアバッグ製品の一部に係わる製造物責任に対する和解金であります。
- ※5 制裁金は、当社の米国子会社と米国運輸省道路交通安全局(NHTSA)との間で合意した同意指令(Consent Order)に関する民事制裁金であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
減価償却費	15,773百万円	15,084百万円
のれんの償却額	409	365

(株主資本等関係)

- I 前第3四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年12月31日)
配当金支払額
該当事項はありません。
- II 当第3四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年12月31日)
配当金支払額
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	57,900	243,089	127,780	114,653	543,423	—	543,423
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	39,546	16,645	10,049	23,619	89,861	△89,861	—
計	97,446	259,734	137,829	138,272	633,284	△89,861	543,423
セグメント利益	3,445	12,965	1,537	14,926	32,875	△699	32,175

(注) 1. セグメント利益(営業利益)の調整額△699百万円には、セグメント間取引消去△645百万円、及びのれん償却△54百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	米州	欧州	アジア	計	調整額 (注) 1	四半期連結損益 計算書計上額 (注) 2
売上高							
(1) 外部顧客への売上高	59,372	201,681	120,116	110,476	491,646	—	491,646
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	42,385	15,097	6,934	24,682	89,100	△89,100	—
計	101,757	216,778	127,050	135,159	580,746	△89,100	491,646
セグメント利益	4,945	9,959	2,264	15,578	32,748	△24	32,724

(注) 1. セグメント利益(営業利益)の調整額△24百万円には、セグメント間取引消去30百万円、及びのれん償却△54百万円が含まれております。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	30円30銭	△807円17銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (百万円)	2,519	△67,125
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(百万円)	2,519	△67,125
普通株式の期中平均株式数(千株)	83,161	83,161

(注) 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 2月14日

タカタ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 功樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているタカタ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成28年10月1日から平成28年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成28年4月1日から平成28年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、タカタ株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 「注記事項（継続企業の前提に関する事項）」に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度において、特別損失としてエアバッグ・リコール費用等を計上したことで、2期連続で親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、キャッシュ・フローもマイナスとなった。また、前連結会計年度中に返済期限を迎えた長期借入金の一部について、より短い借入期間による借換え実行となった。当第3四半期連結累計期間においては、2017年1月13日（米国時間）に米国司法省と合意した司法取引に関連して多額の特別損失を計上したことなどにより、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上した。また、米国司法省と合意した司法取引に関連して司法取引関連損失引当金を計上したことなどにより、当第3四半期連結会計期間末において流動負債が流動資産を超過する状況になっている。さらに、米国子会社の一部事業を売却すること等でキャッシュ・フローはプラスとなったものの、返済期限を迎えた借入金の一部について、より短い借入期間による借換え実行となる等の状況が継続している他、米国司法省と合意した司法取引に基づく10億ドルの支払が今後発生することや、四半期連結財務諸表に関する注記事項（四半期連結貸借対照表関係）3 偶発債務記載の（1）市場措置、（2）エアバッグ製品に関連する訴訟等に関連して多額の費用等を負担する可能性があることなどから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映していない。

2. 「注記事項（四半期連結貸借対照表関係）3 偶発債務（1）市場措置」に記載されているとおり、会社の米国子会社TK HOLDINGS INC.（TKH）が過去に製造したエアバッグ製品の一部が市場措置の対象となったことを受け、会社は現時点で合理的な見積りが可能な範囲（主に会社の製造責任であることが明確なもの）において、負担が見込まれる費用に関して製品保証引当金を見積り計上している。一方、これ以外の今後自動車メーカーとの協議により費用負担割合及び負担金額が決定されるエアバッグ製品に係る市場措置に関しては、以下で説明のとおり、会社の負担が見込まれる費用を、現時点で合理的に見積ることは困難である。従って、当該市場措置に関する今後の展開によっては、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに重要な影響を及ぼす可能性がある。

[今後自動車メーカーとの協議により費用負担割合及び負担金額が決定されるエアバッグ製品に係る市場措置について]に記載されているとおり、会社においては、TKHが主体となって米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）との間でタカタ製エアバッグ製品に関わる問題についての対応を調整してきたが、2015年5月18日（米国時間）に、TKHはNHTSAに対して、ユーザーの皆様の安全を最優先すべく、タカタ製エアバッグ製品の主要部品の一つとして搭載されるタカタ製インフレーター（ガス発生装置）に関する4件の不具合情報報告書（Defect Information Report（DIR））を提出するとともに、同日付で、NHTSAとの間で、不具合原因究明中のエアバッグ製品に関して追加的な市場措置を実施すること等を内容とする同意指令（Consent Order）に合意した。TKHは本同意指令に基づき、1966年国家交通・自動車安全法（National Traffic and Motor Vehicle Safety Act of 1966）及び本同意指令の目的を達成するために、影響を受ける自動車メーカーと協議のうえ、TKHが独自に、また影響を受ける自動車メーカーと共同で講じる取り組みの概要を示した計画をNHTSAに提出した。さらに、TKHは、2016年1月25日（米国時間）、NHTSAに対して、ユーザーの皆様の安全を最優先すべく、タカタ製インフレーターに関する2件のDIRを提出した。当該2件のDIRでは、特定の運転席側のタカタ製インフレーター（乾燥剤なし）を搭載したエアバッグ製品について、NHTSAの監督のもと、不具合原因究明中のエアバッグ製品に関する市場措置を平成26年モデル車両まで適用することが規定されていることに加えて、平成26年モデル以降の車両に関しても今後の不具合原因究明の結果によっては、同様の市場措置を取る可能性があることが示唆されている。これらのDIRにおいては、これまでの不具合原因究明で明らかになってきている事実に基づく会社の現在の理解として、インフレーターが長期間高温多湿の環境下にさらされ、かつ、製造上の精度のばらつき等その他の要因が複合的に重なり合う場合、一部のインフレーターが想定外の強い内圧を受けて破損する可能性があることが説明されている。さらに、TKHは2015年11月3日（米国時間）に、NHTSAとの間で、乾燥剤を含まない相安定化硝酸アンモニウム（PSAN）を使用したタカタ製インフレーターの製造販売の段階的中止、及びPSANを使用したタカタ製インフレーター供給の新規契約の禁止等を要求する2回目の同意指令（Consent Order）に合意した。この2015年11月3日（米国時間）の同意指令（Consent Order）に対して、TKHは2016年5月4日（米国時間）にNHTSAとの間でその内容の修正に合意している。当該修正合意に基づき、TKHは、米国において、これまで市場措置対象となっていなかった、前席エアバッグ製品に搭載されている乾燥剤を使用しないタカタ製インフレーターにつき、車両のモデル年及び地域ごとに、高温多湿地域にある古いモデルの車両から順に、5段階に分けてDIRを順次提出する予定である。これらの不具合原因究明中のエアバッグ製品の市場措置により、平成31年12月31日までに米国における前席エアバッグ製品に搭載されている乾燥剤を使用しないタカタ製インフレーター全ての市場措置を完了する予定である。

これらの市場措置の対象となっているエアバッグの不具合の原因については、平成28年7月に独立調査機関から調査報告書を受領しているが、当該報告書は会社及びTKHと自動車メーカーの責任の所在を明示しているものではない。自動車メーカーと会社は、今後費用負担割合及び負担金額について協議することが予定されており、現時点で費用負担割合を合理的に見積ることは困難である。したがって、今後の自動車メーカーとの協議の進展によっては、会社がこれらの市場措置の対象となっているエアバッグ製品に係る市場措置の費用を一定割合負担する可能性があるが、会社の負担金額を合理的に見積ることは困難である。なお、平成29年2月10日現在において、会社エアバッグ製品は、米国で約5,100万個、日本で約1,600万個、カナダで約470万個がリコール対象個数として、また今後米国で約1,100万個、日本で約200万個が追加されることが、各国当局より発表されている。

3. 「注記事項（四半期連結貸借対照表関係）3 偶発債務（2）エアバッグ製品に関連する訴訟等」に記載されているとおり、会社製エアバッグ製品に関連して、会社及び会社の米国子会社に対して、米国フロリダ州南部地区連邦地方裁判所に修正統合集団訴訟訴状が提出された。

カナダにおいては、会社及び会社の米国子会社に対して、損害賠償等を求めて集団訴訟が提起されている。

また、会社及び会社の米国子会社は、平成28年5月、米国ハワイ州及び米領ヴァージン諸島よりそれぞれ、会社製エアバッグを搭載した車両の所有者への補償等を求める訴訟を提起されている。

現時点では、上記を含む訴訟等に関連した損害賠償等の発生可能性及びその金額を合理的に見積ることは困難であるが、これら会社製エアバッグ製品に関連する訴訟等の今後の展開によっては、会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。